

平成19年1月4日から本人確認法令改正により
窓口における10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引では、
本人確認書類のご提示が必要です。

いつもにいかわ信用金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

資金洗浄及びテロ資金供与防止に向けた国際的要請により、本人確認法（金融機関等による顧客等の本人確認等および預金口座等の不正な利用の防止に関する法律）施行令等の一部改正に伴い、平成19年1月4日より、窓口における10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引では、本人確認書類をご提示いただく必要があります。

お客様がお振込等をなさる際にお手数をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆ **小切手により10万円を超える金額の現金をお受取りになる場合**

当金庫窓口にて当金庫が支払場所となる小切手の店頭提示により、振出人(※1)以外の第三者が、10万円を超える現金をお受取りになる場合には、小切手のお受取人の本人確認書類のご提示が必要になります。

※1 お客様ご自身が小切手をお振出しのうえ預金を払出しされる場合には、従前と同じく200万円を超える金額のときに限り、本人確認書類のご提示が必要となります。

◆ **現金で10万円を超えるお振込みや公共料金等のお支払いをされる場合**

お振込みや公共料金（電気・ガス・電話料金等(※2)）などのお支払いをお申し付けいただく場合で、10万円を超える現金でのお取引に際しましては、本人確認資料のご提示が必要になります(※3)。

※2 国や地方公共団体を支払先とする場合は、本人確認資料のご提示は必要ありません。

※3 お支払いに係る名義人と来店された方が異なる場合は、それぞれの本人確認書類が必要となります。

小切手を振出されるお客様におかれましては、小切手の交付先に上記の内容をお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

**公共料金のお支払いは便利な当金庫の口座振替サービスをご利用ください！
キャッシュカードならATMからのお振込が10万円を超えても可能です。**

<本人確認書類>

◆ **個人の場合**…運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種保険の被保険者証、外国人登録証明書、お取引で使用する印鑑に係る印鑑登録証明書等

◆ **法人の場合**…登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁から発行・発給された書類等
※法人の代表者など来店された方につきましても、本人確認手続きをさせていただきます。

この街と生きていく